

初診時選定療養費をご理解いただくためのQ&A

Q1. 初診時選定療養費とはなんですか？

【A1】 初診時選定療養費とは、「初期の診療はかかりつけ医で、高度、専門医療は200床以上の病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として、厚生労働省により定められた制度で、200床以上の病院において、紹介状を持たずに直接受診する患者さまに対して、保険診療費とは別に自費負担（初診時選定療養費）していただくことが認められています。

Q2. 初診時選定療養費は、どのような場合に支払わなければならないのですか？

【A2】 他の医療機関から紹介状なしで受診された初診患者さまは徴収の対象となります。ただし、厚生労働省の定めにより、次の要件を満たす患者さまは徴収の対象外となります。

- ①国の公費負担医療制度の受給対象の患者さま（こども医療・ひとり親家庭等医療は除く）
- ②障害者医療など疾患に由来する公費を適用する患者さま
- ③生活保護の患者さま
- ④救急車などで来院され緊急な診療を必要とされる患者さま
- ⑤今回受診する診療科は初めてであるが、当院の別の診療科に通院中の患者さま
- ⑥特定健診、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた患者さま
- ⑦外来受診後そのまま入院となった患者さま
- ⑧助産など周産期事業に係る患者さま
- ⑨労働災害・公務災害・交通事故・自費診療の患者さま
- ⑩災害により被害を受けた患者さま

Q3. “初診”とはどのような場合をいいますか？

【A3】 「当院を初めて受診する場合」や「以前に受診歴はあるが、すでに治療期間が終了（治癒）または自己都合により中断した後に受診した場合」などが上げられます。

Q4. 紹介状がないと小張総合病院にかかれないのですか。

【A4】 紹介状がなくても診療は受けられます。ただし、当院を初めて受診されるときなどに、紹介状があるかないかによって、料金の一部に違いが発生します。ですから、当院を初めて受診される場合には、できるだけ他の病院や診療所からの紹介状を持参してください。

Q5. 救急外来を受診するとき、初診時選定療養費はかかりますか？

【A5】急性期医療を担う医療機関としての救急医療体制を確保するため、緊急入院の場合や緊急手術などの重篤な状態でなければ徴収対象となります。

Q6. 保険証を忘れて受診する場合は、初診時選定療養費はかかりますか？

【A6】保険証を忘れて受診される場合は、保険証を持参されるまで一時的に自費扱いとなりますが、保険診療と同様の取扱いとなりますので徴収対象となります。

助産、交通事故は徴収対象とはなりません。

Q7. 受診した日に別の診療科を初診受診した場合には、初診時選定療養費はかかりますか？

【A7】初診料算定の原則として、診療を継続している患者さまが新たな疾患で初診受診する場合は、再診として取り扱うこととなっております。このため、受診した日に他科を初診受診した場合には、初診時選定療養費を徴収しません。

Q8. 久しぶりの受診ですが、初診になるのでしょうか。また初診時選定療養費は支払わなければならないのでしょうか。

【A8】前回の受診時の病名が継続的に治療が必要な病名の場合は、初診にはなりません。初診かつ紹介状をお持ちでない場合、初診時選定療養費の支払いが発生します。

(なお、当院宛書のない健診機関からの文書・検査結果は紹介状に該当しません)

Q9. 2カ月おきに呼吸器内科に受診していますが、新たに皮膚科に受診したいときは他の医療機関紹介状がなければ選定療養費の対象となりますか。

【A9】当院の他診療科を受診している場合は対象となりません。

Q10. 除外対象となる公費負担受給者とは具体的にどのようなものですか？

【A10】国の法律に基づく公費負担制度であり、例えば指定難病や自立支援、肝炎治療特別促進事業等です。その他、県単独事業における特定疾患や障害者医療も含まれます。

なお、こども医療、ひとり親家庭等医療は厚生労働省の定めにより徴収の対象外とする要件に該当しないため、初診時選定療養費の徴収対象となります。

Q11. 無保険自費、労災から自費に変更した人は徴収しますか。

【A11】無保険は自費のため、徴収しません。労災から自費は、算定方法に関わらず、病気・ケガをした理由で決めるため、徴収しません。